

令和5年度第2号議案

令和5年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例及び江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例施行規則の新設について」

主管課：福祉部災害要配慮者支援課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書……………p. 1
- (2) 諮問依頼書……………p. 2～p. 4

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例及び江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例施行規則の新設について

2 諮問理由

災害の発生に備え、平常時においても、避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報を、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに関係機関に提供することを可能とするため、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書に基づき条例等を制定することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当すると判断したため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

福祉部災害要配慮者支援課



23 福 災 送 第 2 4 号
令和 5 年 8 月 2 9 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）及び江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の新設について

2 諮問理由

災害の発生に備え、平常時においても、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ずに関係機関に提供することを可能とするため、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書に基づき条例等を制定することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当すると判断したため

3 実施目的

従来、平常時における名簿情報の関係機関への提供は、江戸川区個人情報保護条例（平成 6 年 3 月江戸川区条例第 1 号、令和 5 年 4 月 1 日廃止。以下「旧条例」という。）第 13 条第 2 項第 4 号の規定により、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問し、その答申（※1）に基づいて区内警察署及び消防署（以下「警察等」という。）に対して行ってきた。しかし、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、旧条例は廃止され、従来の答申に基づく提供を行うことができなくなったため、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書に基づき、新たに条例等を制定し、本人の同意を得ずに関係機関へ名簿情報の提供を行うことを可能とするものである。

条例等を新設することで、名簿情報の提供を拒否した者を除き、災害の発生に備え、平常時においても、本人の同意を得ずに関係機関に対し名簿情報の提供が可能となる。

また、名簿提供対象機関は、これまで警察等のみであったが、避難所等の設置責任者や町会自治会等（※2）にも提供を行うことを可能とすることで、災害時の円滑な避難支援の提供が可能となる。

名簿情報の提供先を拡大しても、各提供先において名簿情報の適正な管理が実施できるような体制を整え（※2）、もって区民の安心、安全な生活の確保に資することを目的とするものである。

※1 平成13年1月、平成21年11月、平成28年1月及び令和3年3月に諮問答申済み

※2 「7 名簿情報の提供に係る保護対策等について」を参照

4 江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例等の内容

(1) 条例（案）の概要

別添1のとおり

(2) 条例（案）

別添2のとおり

(3) 規則（案）の概要

別添3のとおり

(4) 規則（案）

別添4のとおり

(5) 災害対策基本法（抄）

別添5のとおり

5 実施時期（予定）

令和5年 9月 審査会への諮問

11月 令和5年第4回江戸川区議会定例会に議案の提出

12月 江戸川区議会において議決後、条例等の公布

12月 施行

6 担当部課

福祉部災害要配慮者支援課

7 名簿情報の提供に係る保護対策等について

名簿記載対象者	住民基本台帳に記録されている者であって、次の1から9までのいずれかに該当するもの。 1 介護保険被保険者かつ要介護2から5までのもの 2 肢体不自由又は視覚障害で障害の級別が1級又は2級のもの 3 下肢機能障害又は移動機能障害で障害の等級が1級から3級までのもの 4 愛の手帳1度から3度までのもの 5 精神障害者保健福祉手帳1級のもの 6 指定難病の患者 7 医療的ケア児（※） 8 特定の疾病により在宅において人工呼吸療法を受けているも
---------	--

	<p>の</p> <p>9 上記以外で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要するものとして、江戸川区長（以下「区長」という。）に届け出たもの</p> <p>※ 心身の機能に障害があり、呼吸や排せつ等の際に医療機器やケアを必要とするもの</p>
名簿記載の内容	<p>1 名簿記載対象者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由その他避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項</p> <p>2 名簿記載対象者の件数 約 16,000 件/年</p>
名簿提供対象機関	<p>1 区の区域を管轄する警察署</p> <p>2 区の区域を管轄する消防署</p> <p>3 社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会</p> <p>4 避難所等（江戸川区地域防災計画に定める避難所及び福祉避難所をいう。）の設置責任者</p> <p>5 町会、自治会等の自主防災組織、マンション管理組合等</p> <p>6 民生委員</p> <p>7 地域包括支援センター</p>
名簿提供の方法	<p>区担当者は、名簿情報を提供先の担当者に紙媒体で提供し、提供先は名簿情報受領書を区に提出するものとする。原則、対面での受け渡しとするが、それが困難な場合においては、対面での配達かつ配達状況が確認できる方法で送付することとする。</p> <p>毎年度、更新時に更新前の名簿情報（複製又は複写したものを含む。）は区へ返却するものとする。</p> <p>なお、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出た者については、提供そのものを行わない。</p>
名簿情報管理の対策	<p>名簿情報の提供に当たり、提供先と協定を結び、次のとおり個人情報管理を行う。</p> <p>1 名簿情報の利用目的は要支援者の災害時の避難支援に限定し、目的外利用及び第三者への外部提供は認めない。</p> <p>2 施錠可能な場所への厳重な保管及び管理を徹底させるとともに、名簿情報の漏えい防止のための必要な措置を講ずる。</p> <p>3 名簿情報を管理する責任者の届出を求め、変更が生じたときは変更届出書を提出させる。</p> <p>4 守秘義務を徹底させる。</p> <p>5 紛失、漏えい等の事故発生時、区への報告を求める。</p> <p>6 協定の内容が遵守されているかどうか、必要に応じて報告を求め、又は検査をする。</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 福祉部災害要配慮者支援課長</p> <p>保護管理事務取扱者 福祉部災害要配慮者支援課災害要配慮者支援係長</p>

令和5年度第3号議案

令和5年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「国民健康保険に関する事務」に係る
特定個人情報保護評価（全項目評価）の
再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部医療保険課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 4

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 5 年 10 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部医療保険課



23 健医送第 2527 号
令和 5 年 8 月 28 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の国民健康保険に関する事務（以下「国保事務」という。）の全項目評価書（以下「国保評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に国保事務を実施しているところであるが、令和 5 年 10 月以降、国保評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」(※)を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、国保評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及

び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）の別表で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するために、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和 3 年政令第 345 号)」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和 3 年デジタル庁令第 10 号）」が令和 3 年 12 月 24 日に公布され、国保事務における、公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に向けて、令和 5 年 10 月以降から公金受取口座情報を新規保有するに当たり、特定個人情報ファイルの記録項目、入手元等の記載を追加することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

また、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務における特定個人情報ファイルの取扱いを委託している東京都国民健康保険団体連合会の業務システムである国保総合（国保集約）システムが令和 6 年 4 月以降にクラウド移行するにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いの委託先や特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の記載を追加することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更項目

【別添 2】「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の変更箇所 P195～202 の項目を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について

規則第 7 条第 1 項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和 5 年 7 月 15 日から 8 月 14 日まで

(2) 意見の件数

2 件

(3) 主な意見

より効率的かつシステマティックな事務処理が期待できる一方で、それに伴うリスクについてはしっかりと検証していただきたい。

(4) 規則第 7 条第 4 項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和 5年 7月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和 5年 9月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

健康部医療保険課

8 参考資料

【別添1】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」

令和5年度第4号議案

令和5年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーの改定について」

主管課：教育委員会事務局教育推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 6

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーの改定について
- 2 諮問理由
江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーを改定することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
教育委員会事務局教育推進課



23 教推送第 662 号
令和 5 年 8 月 25 日

総務部長 殿

教 育 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区学校教育情報セキュリティポリシーの改定について

2 諮問理由

江戸川区学校教育情報セキュリティポリシー（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）を改定することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

文部科学省は「令和の日本型学校教育」においては、すべての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」が重要であるとし、この実現には学校における ICT の積極的活用が不可欠として、令和元年 12 月に GIGA スクール構想を公表し、児童生徒に一人一台の端末配備及び高速大容量の通信環境の整備を進めるよう全国の自治体に通達した。

これに伴い、同省は一人一台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、平成 29 年 10 月に策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改定した。

江戸川区教育委員会においても、改定された「江戸川区情報セキュリティポリシー」（以下「区ポリシー」という。）を踏まえた上で、ガイドラインに準じた教育情報セキュリティポリシー（別添 1）の改定を行い、情報セキュリティの強化を図るものである。

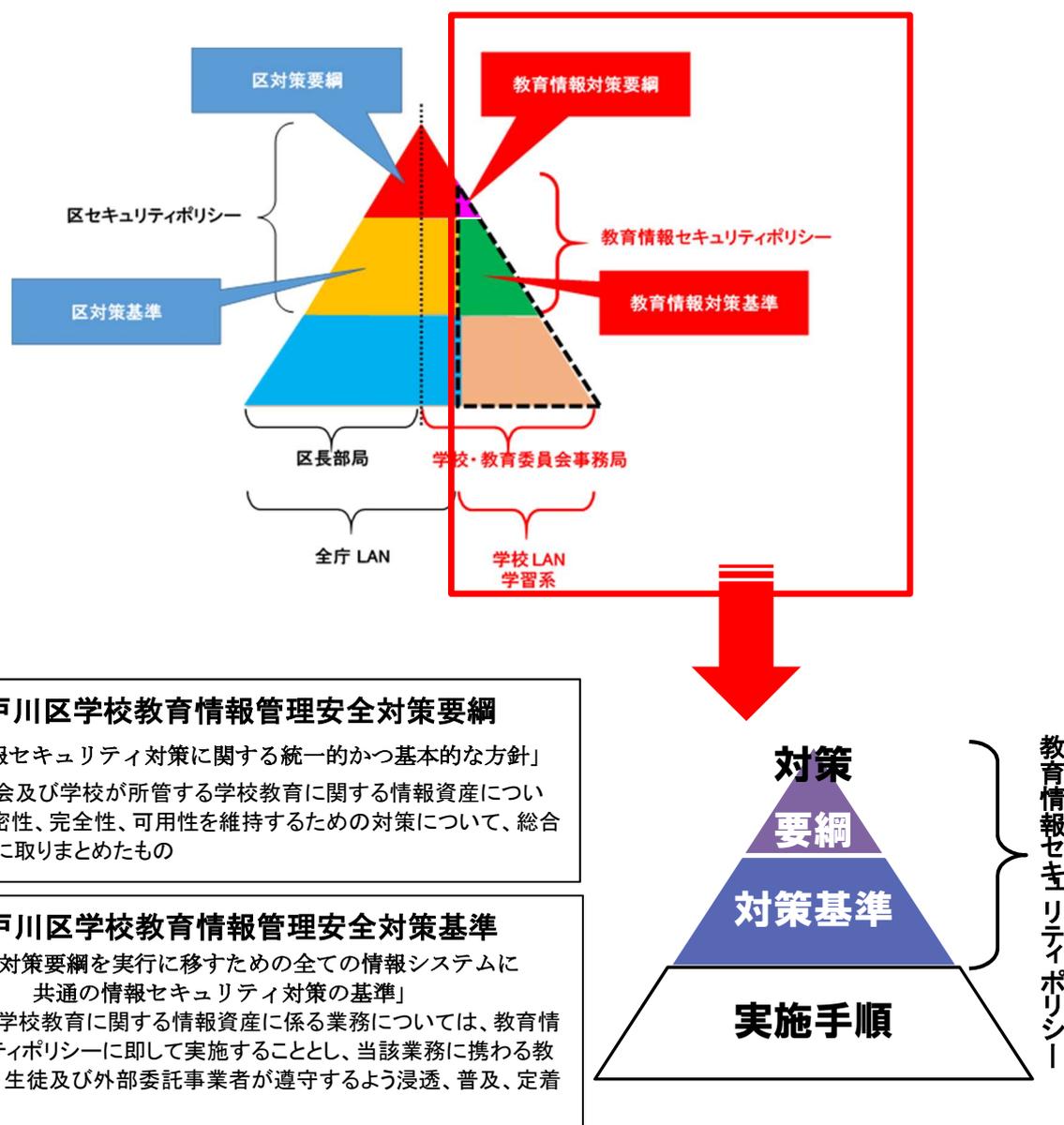
4 教育情報セキュリティポリシーの改定内容

(1) 教育情報セキュリティポリシーとは

地方公共団体における情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書をいう。地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るに当たって自ら責任

を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定するものである。(引用：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)より)

一方で、地方公共団体が設置する学校（学校教育法第1条に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）においては、コンピュータを活用した学習活動の実施など、教職員はもとより、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会がある。このことは、地方公共団体の他の行政事務とは異なる特徴と言えるため、地方公共団体においては、学校向けの情報セキュリティポリシーを策定し、学校現場の特徴を踏まえた情報セキュリティ対策を講じる必要がある。



教育情報セキュリティポリシーは、江戸川区学校教育情報管理安全対策要綱（以下「要綱」という。）及び江戸川区学校教育情報管理安全対策基準（以下「基準」という。）により構成されており、それぞれ次のように改定する。

(2) 要綱の主な改定内容

新	旧	項目	変更概要
第1章		学校教育情報セキュリティポリシーの位置付け、構成	区ポリシーに基づく表記を新設
第2章		江戸川区学校教育情報管理安全対策要綱	区ポリシーに基づく表記へ変更
第2条	第2条	定義	用語定義の明確化及び区ポリシーに基づく表記の変更
第4条	第4条	対象とする脅威及びリスク	区ポリシーに基づく表記へ変更
第5条	第5条	情報セキュリティ対策	区ポリシーに基づく表記へ変更
第7条	第7条	情報セキュリティ対策の評価の実施	運用の見直しに合わせた表記へ変更
第8条	第8条	見直しの実施	運用の見直しに合わせた表記へ変更
第10条	第10条	指定管理者への対応	表記の修正
第11条	第11条	江戸川区学校情報管理安全対策基準の策定	表記の修正
第12条	第12条	実施手順の策定	表記の修正

※ 詳細は別添2「江戸川区学校教育情報管理安全対策要綱新旧対照表」のとおり

(3) 基準の主な改定内容

新	旧	項目	変更概要
第3章		江戸川区学校教育情報管理安全対策基準	区ポリシーに基づく表記へ変更
2	2	定義	基準で用いる用語を規定し、区ポリシー及び文部科学省セキュリティポリシーに示された用語等を反映
3	3	対象範囲	要綱の定義と整合を確保した表記へ変更
4	4	組織体制	文部科学省セキュリティポリシーに示された情報システム管理者を新設し、情報セキュリティ統括者、情報セキュリティ管理者の役割を変更の上、明確化。「(9)クラウドサービスにおける組織体制」について規定し、区ポリシーに基づいて運用に即した表記へ変更（新規追加有）
5	5	情報資産の分類と管理方法	文部科学省セキュリティポリシーに準じて管理実態に即した「重要性による情報資産の分類」を規定、区ポリシーに基づいて運用に即した表記へ変更

6	6	物理的 セキュリティ	情報システム管理者の新設に伴う各対策の実施責任者の変更、区ポリシー及び文部科学省セキュリティポリシーに基づいてクラウドサービス利用等に係る表記や対策を追加・変更（新規追加有）
7	7	人的 セキュリティ	情報システム管理者の新設に伴う各対策の実施責任者の変更、区ポリシー及び文部科学省セキュリティポリシーに基づいてクラウドサービス利用に係る表記や対策を追加・変更。GIGAスクール構想に基づく環境変化に対応した対策を明確化し、「7.4 ID、パスワード等の管理」では「児童生徒におけるID及びパスワード等の管理」を規定（新規追加有）
8	8	技術的 セキュリティ	情報システム管理者の新設に伴う各対策の実施責任者の変更、区ポリシー及び文部科学省セキュリティポリシーに基づいてクラウドサービス利用に係る表記や対策を追加・変更。GIGAスクール構想に基づく環境変化に対応した対策を明確化し、「8.1 コンピュータ及びネットワークの管理」では「Web会議サービス利用時の対策」について規定。その他、クラウドサービス活用を前提としたネットワーク・バックアップ・システムの分離等について規定（新規追加有）
9	9	運用	情報システム管理者の新設に伴う各対策の実施責任者の変更、区ポリシー及び文部科学省セキュリティポリシーに基づいて運用に即した表記変更や対策の追加（新規追加有）
10	10	業務委託と外部サービスの利用	区ポリシー及び文部科学省セキュリティポリシーに基づいて運用に即した表記変更や対策の追加。GIGAスクール構想に基づく環境変化に対応した対策を含め、クラウドサービス活用を前提に、「10.2 外部サービスの利用」では重要性分類Ⅱ以上の情報を取り扱う外部サービス利用した場合について規定（新規追加有）
11	11	評価・見直し	情報システム管理者新設に伴う、各対策の実施責任者の変更、区ポリシーに基づく表記や対策の変更（新規追加有）

※ 詳細は別添3「江戸川区学校教育情報管理安全対策基準新旧対照表」のとおり

5 実施時期（予定）

令和5年 9月 審査会への諮問

10月 改定した教育情報セキュリティポリシーの運用開始

6 担当部課

教育委員会事務局教育推進課